

資料1

各委員の意見（主なもの）

意見

- 結核予防法の改正に合わせて、健康診断の胸部エックス線検査を廃止する必要はない。
 - 肺結核については、雇入時の健康診断だけでは対応できないのではないかと。
 - 胸部エックス線検査については、安衛法の健康診断が制定された時と考え方も変わってきており、肺がん等も含めた疾患を対象とするべきではないかと。
 - 結核予防法改正の議論を踏襲し、ハイリスク群に絞ったより効率的な健診を行うべきではないかと。
 - 労働安全衛生法では、胸部エックス線検査の対象疾患を結核以外とすることはできないのではないかと。
 - 肺結核の罹患率が再び上昇している中では、特に職域においては外国人労働者の増加等の社会的背景から、また、肺結核の潜伏期間も考慮すると、定期健康診断の胸部エックス線検査の存続が重要。
- 肺がん検診の有効性については、国際的に再評価されている。
 - 胸部エックス線検査の被ばく線量は、年間の自然放射線を下回っており有害性は低い。
 - 間接法が直接法より劣るというエビデンスはない。
 - 胸部エックス線検査は、ひとつの検査法で胸部全体の概要を知りうる簡便・安価な検査法であり、スクリーニングとして実施すべき。
 - 肺がん検診を行う根拠が不十分との米国の論文もある。
 - 検査時の放射線被曝等の問題も考え、リスク・ベネフィットの観点から慎重に検討するべきではないかと。国際的にも日本の医療被曝は問題とされている。
 - 肺がんを含めた検討であれば、間接撮影でなく、直接撮影とすることを前提とすべき。
 - 健診は、対象疾患等を確実に見つけるということが前提。
 - 病気が見逃されるというデメリットを考慮する必要がある。
 - 結核以外の疾患の発見は偶発的と考えるべき。
 - 胸部エックス線検査で発見される所見、疾病のほとんどが検診を実施して発見する意義に乏しいものではないかと。
 - 胸部エックス線検査のエックス線被ばくによるリスクとベネフィットについては、未だ結論は出ていないのではないかと。
- 喫煙は、労働環境との関連性を考慮すべきではないかと。
 - 喫煙との関係で肺がんは、安全衛生法の胸部エックス線検査を実施する考え方として、一般のがん検診とは差別化できるのではないかと。
- 検査の有効性について研究し、その結果をもとに検討すべき。
 - 少なくとも5年程度の猶予期間が必要。
 - 一定年齢以上及び喫煙者に限定した検査にするなどの検討が必要ではないかと。
 - 一律に実施しない場合には、未規制の物質を取り扱う等の有害性がはっきりしない業務に従事している労働者等については、業務歴、年齢、生活歴等を考慮して、医師の判断により、胸部エックス線検査を実施できるようにしておくことが必要ではないかと。
 - 省略できる健診項目（貧血検査、肝機能検査等と同様に。）にしてはどうか。

- ▲ 必須項目から除外することは、受診者の不安等を増大させる。
- ▲ 健診機関での雇用上の問題も発生する。
- ▲ アスベスト問題が社会問題になっている時期に健康診断の胸部エックス線を廃止、縮小することは不適切。
- ▲ 労働者は、職域健診に一般的な健康管理を期待しており、実態として肺がんについても健診を行っているところもあり、胸部エックス線検査については、一定の考慮をする必要があるのではないか。

連 合（参考意見）

- ・ 労働者の希望がある場合の事業主負担による健康診断の実施。
- ・ 例えば 40 歳以上の一定年齢を超える労働者への実施。
- ・ 喫煙経験者を対象とした実施。
- ・ 医師が必要でないと認めた場合の健康診断の省略に包含する。 等の考え方があるのではないか。

日本経団連（参考意見）

- ・ 現行の一律的な義務づけではなく、医師の判断により胸部エックス線検査を実施できるとする方向で見直しを行うことが適当。

※ これまでの検討会で合意されている部分

雇入時の健康診断（則第 4 3 条）

従来どおり、胸部エックス線検査を一律に**実施**すべきである。

海外派遣労働者の健康診断（則第 4 5 条の 2）

海外派遣労働者に対する胸部エックス線検査は、海外に派遣する際および帰国後の労働者の健康管理等のため有用であるため、従来どおり、胸部エックス線検査を一律に**実施**すべきである。

結核健康診断（則第 4 6 条）

労働安全衛生法は、改正前の結核予防法を踏まえ、定期健康診断等において結核発病のおそれがあると診断された者に対して、6ヶ月後に胸部エックス線検査等を実施することを事業者が義務づけているが、今般の結核予防法改正において、医療機関への受診を前提として、結核発病のおそれがあると診断された者に対する6ヶ月後の胸部エックス線検査等の実施に係る規定が廃止されたため、労働安全衛生法においても、同趣旨の規定を**廃止**すべきである。

事業主は、改正された結核予防法の趣旨を踏まえ、定期健康診断の結果、結核の発病のおそれがあると診断された者については、確実に医療機関を受診するよう配慮すべきである。

じん肺法に基づくじん肺健康診断（じん肺法第 8 条等）

じん肺に関する胸部エックス線検査は、現在検討中の定期健康診断の胸部エックス線検査の実施の有無にかかわらず、**毎年実施**することが必要。